

## 図面謄本交付請求に関する注意点

### (証明請求対象地)

証明請求対象地は、証明を必要とする原因となった土地(筆)で、公図上の道水路に接する全ての土地(筆)を記入してください。

### (請求方法)

図面謄本交付請求書(第1号様式)を使用し、次に掲げる図書を添付してください。

(1) **案内図** 住宅地図等を使用し、周辺の情報が容易に把握できるもの

※1 地形図等の住宅等情報が記載されていない地図は、使用できません。

(2) **法務局備付の地図(公図)** 請求日以前3か月以内に取得し、かつ、最新のもの

※1 コピーしたものや、登記情報提供サービスにより取得したものも使用できます。

※2 請求場所が筆界未定の場合は、位置関係を特定するため、旧公図等の添付が必要です。

(3) **現地実測図** 境界調査図等(請求日以前3か月以内に取得し、かつ、最新のもの)に、証明請求対象地、現地の境界標の種類及び請求日以前3か月以内に実測した点間距離(m)を赤色で記入(小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位まで記入)するものとする。

※1 プロット図、地積測量図等の独自に作成された図面ではなく、道路台帳区域線図(横浜市行政地図情報提供システム「よこはまのみち」によるものを含む。)又は道水路等境界調査図を使用してください。

※2 証明請求対象地を図面の中心に据えたものを使用してください。

※3 縮尺は指定しませんが、数値が読み取れるものを使用してください。

※4 境界標の種類は、詳細に分類して記入してください。

(市石、民石、鋳物、市プレート、民プレート、市鋲、民鋲、プラスチック杭、木杭、ペンキ、刻み、図上点等)

※5 市石、市鋳物、市プレート、市鋲以外の境界標について、境界調査図等作成時の境界標でない場合は、原則として境界標と認められません。また、劣化の激しい境界標は、亡失していると判断されることがあります。

※6 境界標が法上・法下、民地内、地中等に設置され、目視による発見が容易でない場合は、現地の詳細な状況を記入し、必要に応じて写真を添付してください。

市の現地調査時に境界標が確認できない場合、その後に現地立会をお願いする等により、請求から交付まで1か月以上の期間を要することがあります。

※7 道路台帳図補正に使用する図面謄本を取得する場合は、証明範囲について、事前に補正担当職員と協議し、その承諾を得てください。

### (証明の範囲)

証明請求対象地に接する最小限の区域

※1 区域の証明であるため、証明請求対象地側のみでなく、対側地も含まます。

※2 震災・戦災復興地区等の街区により図面が作成されている場合は、街区単位での証明となります。ただし、街区の一部での証明はできません。

※3 原則、証明請求対象地単位での証明となります。

なお、境界調査完了時や道路台帳図補正に伴う請求等で、証明請求対象地に対する一部範囲又は最小限以上の範囲での証明が必要な場合は、その理由の分かる資料、図面等を請求書に添付し、事前に担当職員と協議し、その承諾を得てください。